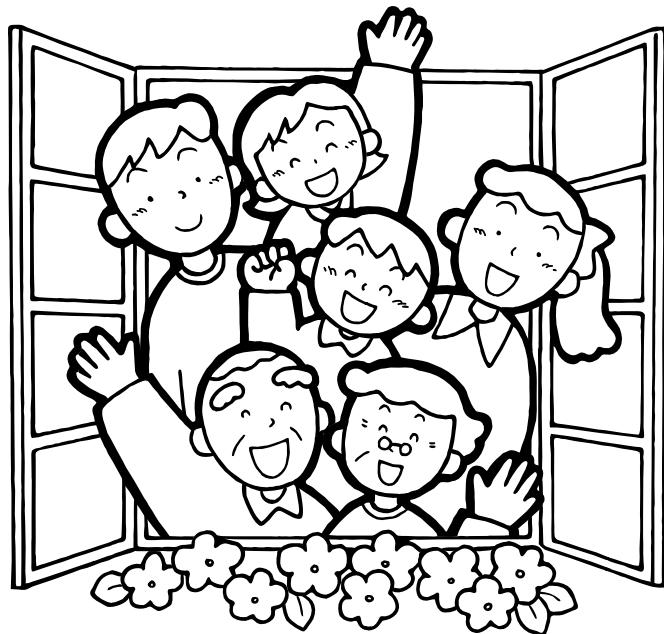


高齢者サービス 利用の手引き



枚 方 市

令和7年(2025年)4月

目次

相談窓口	地域包括支援センター その他の相談窓口（在宅医療）	1 10
暮らしの安全・安心	緊急通報装置の貸与	11
	緊急通報装置の利用にかかる鍵保管及び協力員代行	12
	ひとり暮らしの人への定期連絡	12
	日常生活用具（電磁調理器）の給付	13
	ひらかた高齢者SOSキーホルダーの配付	13
在宅生活・外出支援	在宅介護用品（おむつ等）支給	14
	訪問理美容	15
	補聴器購入費の助成	16
	ふれあいサポート収集・大型ごみ持出しサポート収集	17
	高齢者お出かけ推進事業	18
	車いすの短期貸出	18
	福祉タクシーの基本料金助成	19
生きがい・社会参加	福祉移送サービス	20
	老人クラブ	21
	ひとり暮らし老人会	21
	ひらかた生き生きマイレージ	22
	高齢者居場所	22
	街かど健康ステーション	23
	シルバー人材センター	24
	枚方市立老人福祉センター楽寿荘	24
	総合福祉センター	25
	ラポールひらかた（総合福祉会館）	26
認知症等の人への支援	枚方市ボランティアセンター	27
	大阪府高齢者大学校	27
	徘徊高齢者（行方不明者）SOSネットワーク	28
認知症サポーターの養成	29	
オレンジ初期集中支援チーム	29	
オレンジカフェ	30	
成年後見制度	31	
福祉サービス利用援助事業	32	
若年性認知症コールセンター	32	

住宅	軽費老人ホーム・ケアハウス 府営住宅 サービス付き高齢者向け住宅	33 34 35
手当・減免等	在日外国人等高齢者給付金 税の控除（所得控除） 特別障害者手当 生活困窮者に対する水道料金・下水道使用料の福祉減免 要介護認定による水道料金・下水道使用料の福祉減免 し尿処理手数料の減免 大阪府生活福祉資金貸付制度	36 37 38 39 39 40 40
その他の制度	介護サービス相談員の派遣 郵便等による不在者投票について	41 41

この冊子は、枚方市の高齢者事業のうち、介護保険法によるサービス以外のサービス事業や相談窓口について記載しています。

介護保険の認定やサービスの受け方については、下記のパンフレットをご覧ください。

(市役所 介護認定給付課、地域包括支援センターの窓口にあります。)

「わたしのまちの介護保険」



相談窓口

地域包括支援センター

■地域包括支援センターとは

高齢者のかかえる様々な問題を地域で総合的に支援する相談窓口です。

身近な高齢者行政総合窓口として、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等の専門の担当者が、介護保険制度をはじめいろいろなサービスの紹介や高齢者福祉に関する相談をお受けし、申請手続きの代行を含む関係機関との連絡調整などを行います。

また、要介護認定の結果『要支援』と認定された方に向けては、地域包括支援センターにおいて、ケアプランの作成やその効果の測定が行われます。

具体的には

【包括的支援事業】

- ・高齢者の総合相談支援・各種申請代行
- ・高齢者の権利擁護、成年後見制度に関すること
- ・介護支援専門員への相談支援
- ・介護予防ケアマネジメント

【予防給付】

要介護認定において要支援1・2と判定された方のケアプラン作成

【お問い合わせ】

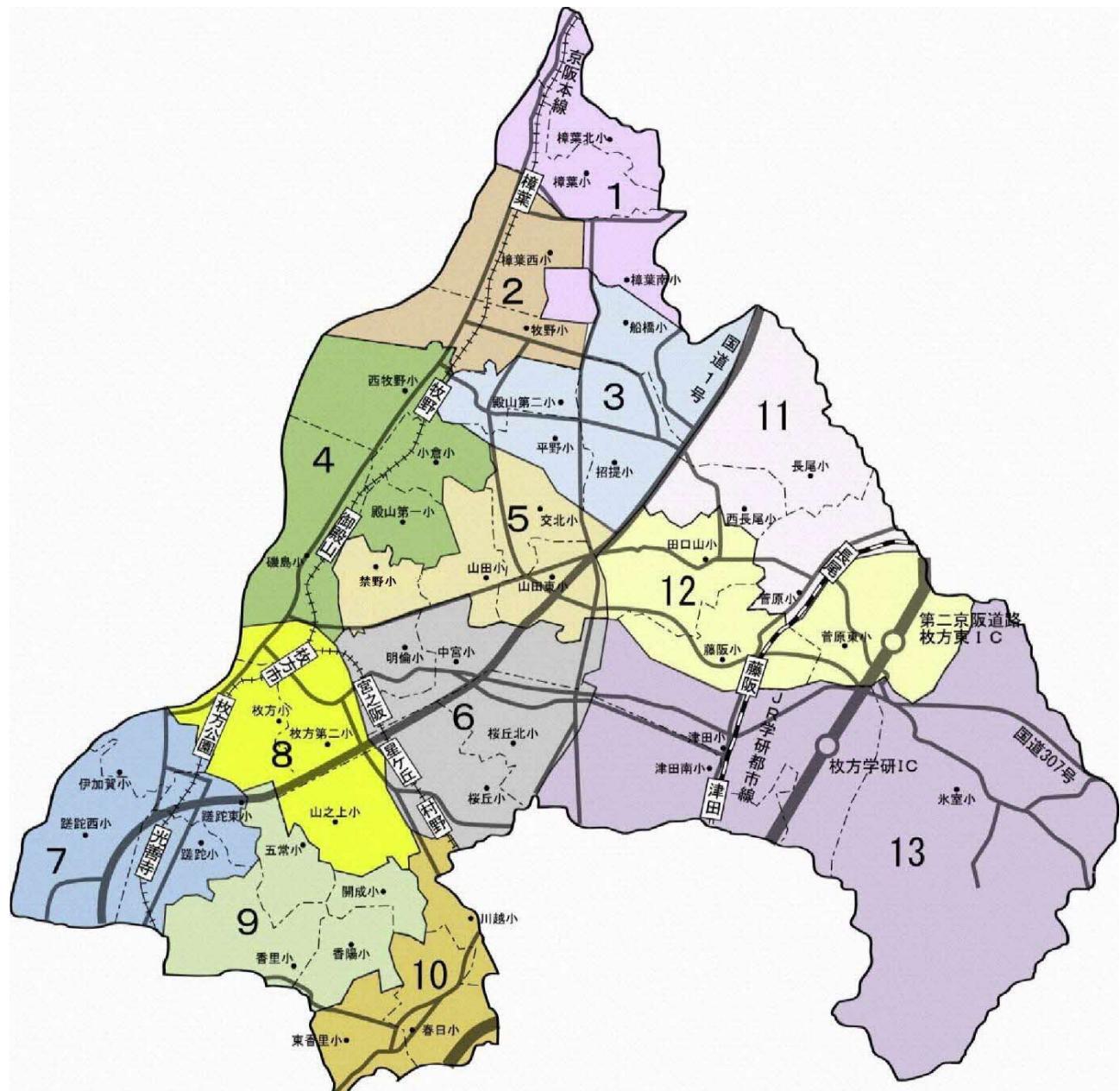
枚方市内を13の担当圏域に分割し、おおむね交通の便の良い場所に設置していますので、お住まいの圏域の地域包括支援センターにご連絡ください。

【相談時間】午前9時～午後5時30分（土曜、日曜、祝日および年末年始は休み）

※ 地域包括支援センターは、枚方市から委託を受けた民間法人が運営しています。

地域包括支援センターの所在地

市内を下記の13圏域に分け、圏域ごとに1か所設置しています。
圏域番号を数字で示しています。



このマークが目印です。⇒



圏域	小学校区	名 称	所在地	電話番号	FAX
第1圏域	樟葉、樟葉南、樟葉北	枚方市地域包括支援センター 社協こもれび	町楠葉1丁目28番8号	856-9177	856-9188
第2圏域	牧野、樟葉西	枚方市地域包括支援センター 社協ふれあい	上島東町14番1号 上島御浜ビル3階	850-0344	850-0366
第3圏域	殿山第二、船橋、招提、平野	枚方市地域包括支援センター 聖徳園	牧野阪2丁目5番1号 上羽ビル204号	836-5555	836-5556
第4圏域	殿山第一、小倉、磯島、西牧野	枚方市地域包括支援センター 安心苑	渚西1丁目6番1号 メロディハイム御殿山105号	807-3555	805-3030
第5圏域	山田、山田東、交北、禁野	枚方市地域包括支援センター サークル・ナート	田口3丁目1番5号 サンドール11番館1階	890-7770	890-7771
第6圏域	中宮、明倫、桜丘、桜丘北	枚方市地域包括支援センター 松徳会	宮之阪2丁目2番2号 スカイパレス有馬202号	805-2165	805-2166
第7圏域	さだ、さだ西、さだ東、伊加賀	枚方市地域包括支援センター 美郷会	北中振1丁目8番13号	837-3288	837-3289
第8圏域	枚方、枚方第二、山之上	枚方市地域包括支援センター みどり	岡東町17番31-201号 枚方松葉ビル2階	845-2002	845-2003
第9圏域	香里、開成、五常、香陽	枚方市地域包括支援センター アイリス	香里ヶ丘9丁目9番地の1 D47号棟S5号室	853-1300	853-2300
第10圏域	春日、川越、東香里	枚方市地域包括支援センター 大阪高齢者生協	東香里元町28番32号 プラ・ディオ東香里101号	854-8770	854-8780
第11圏域	菅原、長尾、西長尾	枚方市地域包括支援センター パナソニック エイジ フリー	長尾元町6丁目2番15号 サンビレッジ長尾1階	864-5607	864-5608
第12圏域	田口山、菅原東、藤阪	枚方市地域包括支援センター 大潤会	長尾谷町3丁目6番20号	857-0330	857-0332
第13圏域	津田、氷室、津田南	枚方市地域包括支援センター 東香会	津田元町1丁目6番5号	897-7800	897-7801

枚方市地域包括支援センター アクセスマップ

※ 下記の地図の★印が各地域包括支援センターのおおよその位置です。

第1圏域 枚方市地域包括支援センター 社協こもれび

京阪バス中くずはバス停より徒歩3分



第2圏域 枚方市地域包括支援センター 社協ふれあい

京阪バス養父元町バス停 徒歩10分 上島御浜ビル3階 ※令和4年1月31日～移転



第3圏域 枚方市地域包括支援センター 聖徳園

京阪電車牧野駅より牧野駅前商店街方面徒歩3分 上羽ビル2階



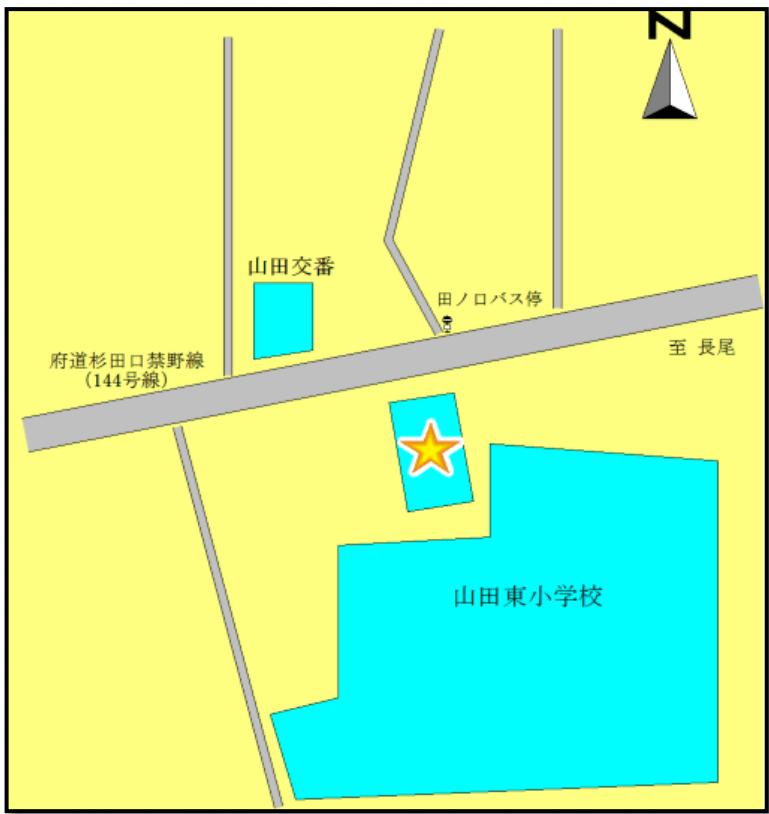
第4圏域 枚方市地域包括支援センター 安心苑

京阪電車御殿山駅 南へ徒歩3分府道京都守口線沿い メロディハイム御殿山1階



第5圏域 枚方市地域包括支援センター サール・ナート

京阪バス田ノ口バス停下車すぐ



第6圏域 枚方市地域包括支援センター 松徳会

京阪電車宮之阪駅より徒歩4分 スカイパレス有馬2階



第7圏域 枚方市地域包括支援センター 美郷会

京阪電車光善寺駅 徒歩 10 分



第8圏域 枚方市地域包括支援センター みどり

京阪電車枚方市駅南口より徒歩 3 分 枚方松葉ビル 2 階



第9圏域 枚方市地域包括支援センター アイリス

京阪電車枚方市駅より京阪バス1・3・4号 または京阪枚方公園駅から京阪バス8号
香里ヶ丘10丁目下車すぐ D47棟S5号



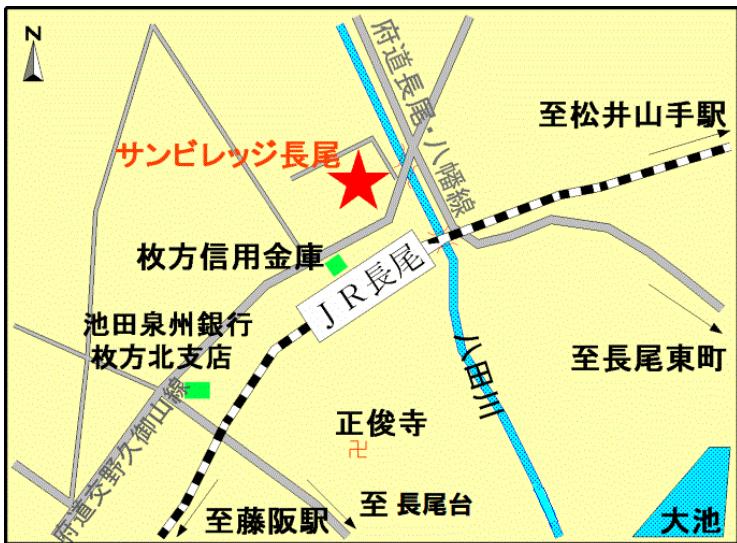
第10圏域 枚方市地域包括支援センター 大阪高齢者生協

京阪バス東香里下車すぐ プラ・ディオ東香里 101号



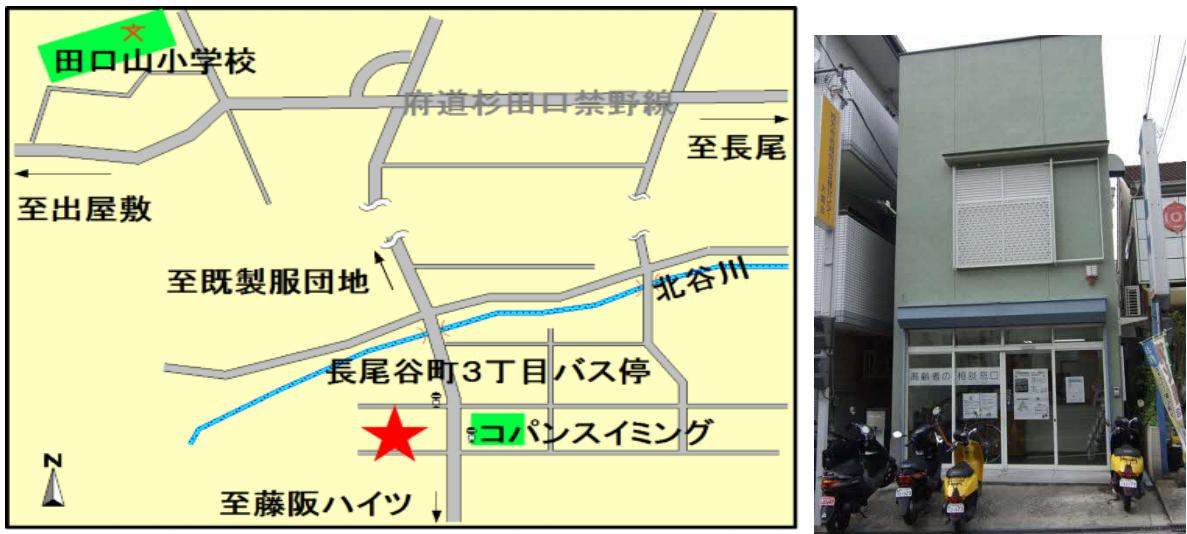
第11圏域 枚方市地域包括支援センター パナソニック エイジフリー

JR長尾駅 北へ徒歩3分 サンビレッジ長尾1階



第12圈域 枚方市地域包括支援センター 大潤会

京阪電車枚方市駅またはJR長尾駅より藤阪ハイツ行き長尾谷町3丁目下車すぐ。



第13圏域 枚方市地域包括支援センター 東香会

JR津田駅より藤阪方面へ徒歩10分 または穂谷方面から京阪バス津田中学校前下車すぐ



その他の相談窓口

在宅医療

「在宅で日常生活を送りながら適切な医療を受けたい」という要望に応えるべく、枚方市医師会は「かかりつけ医」による往診や訪問診療、訪問看護師の派遣などをスムーズに受けられるように努めています。

また、介護保険による介護サービスを受けられる場合も、「かかりつけ医」による主治医意見書の作成、介護認定審査会への委員の派遣、さらに医療機関からの訪問診療、訪問看護の実施などで、地域包括支援センター（3ページ参照）とも連携し介護保険制度の円滑な運営に協力しています。

【お問い合わせ】

枚方市医師会

電話 848-1600 FAX 848-1601

(午前9時～午後5時、日・祝日・年末年始は休み 夏期休館日あり)

緊急通報装置の貸与

令和7年(2025年)12月更新

健康に不安を感じておられる人に、緊急通報装置を貸与しています。緊急時に、緊急ボタンまたはペンダントのボタンを押せば、自動的に消防署に通報されます。

また、相談したい時には、相談ボタンを押せば相談室につながり、専門の相談員が健康問題等の相談をお受けしています。

【利用できる人】

市内に居住するおおむね 65 歳以上の高齢者で、次のいずれかにあてはまる人

- ① ひとり暮らしの人（ひとり暮らしに準ずると認められる人を含む）
- ② 家族の定期的な就労等により、1 日おおむね 6 時間以上かつ週 4 日以上ひとりになる人

【利用料】

設置時利用者負担額 1,500 円

通話料として月々おおむね 40 円が利用者負担になります。

【手続き上の注意】

- ・上記②の人は所定の就労証明書も必要です。
- ・お使いの固定電話機に緊急通報装置を接続します。電話番号は変わりません。
- ・市民税非課税世帯に属する人で、ご自宅に電話回線をお持ちでない場合はご相談ください。
- ・NTTの一般加入電話回線での利用が基本となります。
- ・NTTの一般加入電話回線以外の電話回線で利用すると、停電時に通報できない等通常のサービスが提供できないことがありますので、注意事項等について理解し、承諾いただける方のみ申込みできます。（申込時に「承諾書」の提出が全員必要となります。）
- ・「072」から始まる市外局番を持たない回線（「050」から始まる電話番号のみの回線）や無線の回線等、一部申込みできない回線があります。
- ・設置工事時に行う通報テストで正常に作動しない場合は、設置できません。
- ・緊急通報装置が不要になった際は、市への装置の返却が必要です。

〈お問い合わせ〉枚方市役所 健康福祉総合相談課

電話 841-1401

FAX 841-5711

緊急通報装置の利用にかかる鍵保管及び協力員代行 (深夜帯等における手助け)

在宅において早朝・深夜帯等に急な助けが必要になった場合に、緊急通報装置の相談ボタンを押してコールセンターへ連絡していただくと、係員が訪問して手助け（車椅子等への移乗失敗時の助け起こしなど）を行います。（訪問する係員は介護職員ではありません。）

事前に市が委託する事業者に鍵を預けていただく必要があります。

※保管する鍵は手助けのために係員が訪問する際に使用するもので、緊急通報装置の緊急ボタンにより救急隊員が出動する際の開錠には原則として使用しません。

【利用できる人】

次のいずれにもあてはまる人

- ① 市内に居住し、在宅で生活しているおおむね 65 歳以上のひとり暮らしの人
- ② 近隣に親族等の協力員がいない人
- ③ 要支援・要介護認定を受けている人
- ④ 緊急通報装置を設置している人

【利用料】

係員出動 1 回あたり 300 円

〈お問い合わせ〉 枚方市役所 健康福祉総合相談課 電話 841-1401
FAX 841-5711

ひとり暮らしの人への定期連絡

ひとり暮らしの高齢者で、近所に身寄りの人がおらず、身体が弱っているなどの理由により安否の確認が必要な人へ定期的に連絡をとり、安否の確認を行うとともに、相談に応じています。

【利用できる人】

おおむね 65 歳以上のひとり暮らしの人で安否の確認を必要とする人

〈お問い合わせ〉 枚方市役所 健康福祉総合相談課 電話 841-1401
FAX 841-5711

日常生活用具（電磁調理器）の給付

市内に居住するおおむね 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者等で、日常生活に不安のある人に日常生活用具を給付しています。

【利用できる人】

心身の機能低下により、火災防止の必要なひとり暮らしの高齢者等

※生計中心者の前年分（1月～6月に申請の場合は前々年分）の所得税が非課税であること

【利用の条件】

ガスコンロは撤去していただくことになります。

〈お問い合わせ〉 枚方市役所 健康福祉総合相談課 電 話 841-1401
FAX 841-5711

ひらかた高齢者SOSキーの配付

外出先で突然倒れるなど、救急搬送や保護されたとき、医療機関や警察等から速やかに連絡できるよう緊急連絡先を記載するキーを配付します。

【利用できる人】

市内に居住する 65 歳以上の人、または 40～64 歳で認知症の症状等がある人等

【配付場所】

枚方市役所 健康福祉総合相談課

最寄りの地域包括支援センター（3ページ参照）

〈お問い合わせ〉 枚方市役所 健康福祉政策課 電 話 841-1461
FAX 841-2470



在宅生活・外出支援

在宅介護用品（おむつ等）支給

在宅で介護を必要とする人におむつや介護用品を現物で支給（配達）します。

【利用できる人】 次のいずれにもあてはまる人

◇市内に居住し、かつ住民基本台帳に記載されている要介護3～5の人

ただし、要介護3の人は認定上の条件があります。

◇在宅で介護を受けていること

◇要介護者が属する世帯の世帯員全員が市民税非課税であること

【支給内容】

おむつ用品、介護用品から選択

要介護4又は5の人……限度額は1か月 6,250円相当分。

要介護3の人…………限度額は1か月 5,000円相当分。

※ 介護用品は、介護用手袋、ウェットティッシュ、消臭剤、清拭剤、ドライシャンプー

【利用料】

利用額の1割負担。

ただし、限度額を超えた分については全額自己負担となります。

〈お問い合わせ〉枚方市役所 健康福祉総合相談課

電話 841-1401

FAX 841-5711

訪問理美容

理髪店や美容院に出向くことが困難な高齢者が、居宅で理美容サービスを受ける場合の訪問出張費を負担します。

【利用できる人】

本市に居住し、かつ住民基本台帳に記載されているおおむね65歳以上の高齢者で、在宅で介護を受けており、次のいずれかに該当する人。ただし、認定上の条件があります。

- ① 要支援または要介護1～2で、ひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯（これに準ずる世帯を含む）に属する人
- ② 要介護3～5の人

【利用料】

カット代（1,905円（税別））は自己負担となります。

※カットのみ実施しています。（顔剃り、パーマ等はありません）

【実施回数】

利用者1人につき利用券を年間6枚まで発行（申請月により発行枚数は異なります。）

【実施店】 次の理美容組合の加入店

- ◇大阪府理容生活衛生同業組合枚方支部
- ◇大阪府美容生活衛生同業組合枚方支部
- ◇社団法人大阪府美容師会枚方支部

〈お問い合わせ〉枚方市役所 健康福祉総合相談課

電話 841-1401

FAX 841-5711

補聴器購入費の助成

令和7年(2025年)11月更新

両耳の聴力レベルが中等度難聴程度の人を対象に、補聴器の購入費を助成しています。

【利用できる人】次のいずれにもあてはまる人

- ① 市内に居住し、枚方市に住民登録のある 65 歳以上の人
- ② 聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない人
- ③ 補聴器の必要性を認める医師の証明を受けた人（両耳の聴力レベルが中等度難聴程度）
- ④ 過去に本事業の補助金の交付を受けたことがない人

※令和7年11月4日より市民税課税世帯も対象となりました。

【助成する金額】

補聴器（本体）1台分の購入費用 上限 25,000 円（1人1回限り）

※補助金の交付決定前に購入された場合は、対象になりません。

〈お問い合わせ〉 枚方市役所 健康福祉総合相談課 電 話 841-1401
FAX 841-5711

ふれあいサポート収集

日常のごみ出しが困難な高齢者、障害者等で構成される世帯を対象に、市の収集職員が戸別に玄関先まで収集に伺います。

【利用要件】

市内に住所を有し、次のいずれかに該当する者のみで構成される世帯で、かつ、ホームヘルプサービスを現に利用されている者。

1. 要介護認定において、要介護1以上
2. 身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が1級または2級
3. 大阪府療育手帳の交付を受け、障害の程度がA
4. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害の程度が1級

上記対象者であっても、本制度の利用対象にならない場合があります。

【収集できるごみ】

一般ごみ・資源ごみ「空き缶、びん・ガラス類」、「ペットボトル・プラスチック製容器包装」、「紙類(新聞紙、段ボール、雑誌、雑がみ)」・粗ごみ・大型ごみ

大型ごみ持出しサポート収集

世帯を構成するすべての者が次の要件のいずれかを満たす場合は、市の職員がご自宅を訪問し、屋内から大型ごみを搬出して収集します。

【利用要件】

市内に住所を有し、次のいずれかに該当する者のみで構成される世帯。

1. 75歳以上
2. 要支援認定において、要支援1以上
3. 要介護認定において、要介護1以上
4. 身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が1級または2級
5. 大阪府療育手帳の交付を受け、障害の程度がA
6. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害の程度が1級
7. 妊娠中及び産後1年未満
8. 骨折などの傷病
9. 上記(1~8)に該当する者と同一世帯の18歳未満

上記対象者であっても、本制度の利用対象にならない場合があります。

【収集できるごみ】

大型ごみ、粗ごみ(大型ごみと同時に搬出し、収集するものに限る)

取り外しや解体など、搬出以外の作業を伴う場合や玄関先等からの搬出が困難な場合は、収集することができません。

〈お問い合わせ〉 枚方市役所 環境事業課 電 話 849-7969
FAX 848-1821

高齢者お出かけ推進事業

高齢者の外出を支援するため、対象事業に参加された人にひらかたポイントを付与します。「ひらかたポイント」は買い物や公共交通機関等で利用できるほか、65歳以上の人にはタクシーコードへの交換もできます。

【タクシーコード交換場所】

- ・枚方市役所 健康福祉政策課、交通対策課

【対象事業】

- ・樂寿荘 教養講座
- ・総合福祉センター 各種講座
- ・認知症サポーター養成講座
- ・ひらかた健活フェスタ
- ・ノルディック・ウォーキング講座
- ・ひらかた夢かなえるエクササイズ教室
- ・高齢者健康づくりプロジェクト
- ・ひらかた元気くらわんか体操マスター教室
- ・介護予防のためのご近所運動教室
- ・ここから介護予防教室
- ・高齢者居場所（ポイント付与対象として市に登録している居場所）

〈お問い合わせ〉 枚方市役所 健康福祉政策課 電話 841-1461
FAX 841-2470

車いすの短期貸出

手動車いすを短期間（おおむね3か月以内）貸し出します。

市役所健康福祉総合相談課のほか、北部支所・香里ヶ丘支所・津田支所でも貸し出しています。※原則、一年度につき1回限りの貸し出しとなります。

市役所・各支所に電話で在庫を確認の上、お越しください。

〈お問い合わせ〉 枚方市役所

健康福祉総合相談課	電話 841-1401	FAX 841-5711
北部支所	電話 851-0330	FAX 855-2044
香里ヶ丘支所	電話 854-0401	FAX 852-3032
津田支所	電話 858-1502	FAX 858-8364

福祉タクシーの基本料金助成

寝たきりの高齢者が外出されるときのため、福祉タクシー（一般またはリフト付）の基本料金を助成するための利用券（1か月に2回分、有効期限は当該年度末まで）を発行しています。

【利用できる人】 次のいずれにもあてはまる人

- ◇ 65歳以上で、要介護1～5と認定され、在宅で介護を受けている人。ただし、認定上の条件があります。
 - ◇ 市内に居住し、かつ住民基本台帳に記載されている人。
 - ◇ 生計中心者の市民税所得割額（4月～6月に申請の場合は前年度分、7月～翌年3月に申請の場合は当該年度分）が12万円以下の世帯に属する人。
- ※ 申請の手続きは毎年度必要です。
※ 申請時に利用者ご本人の介護保険被保険者証（コピー可）を確認します。
※ 障害企画課の福祉タクシー基本料金助成との併給はできません。
※ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人も助成されることがありますので、障害企画課へご相談ください。

〈お問い合わせ〉 枚方市役所 健康福祉総合相談課 電話 841-1401
FAX 841-5711

福祉移送サービス

令和7年(2025年)11月更新

要支援、要介護認定を受けている人等で、単独では公共交通機関を利用することが困難な人が外出されるときに利用できます。

【利用できる人】

介護保険の要支援・要介護の認定を受けている人など

※ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人も利用できます。

【利用内容】

発着地のいずれかが枚方市内の場合に、タクシー運賃の8割程度の料金で移送サービスが受けられます。

【利用について】

共同配車センターまたは各福祉移送サービス登録事業所において事前に会員登録が必要です。詳しくは下記までお問い合わせください。

〈お問い合わせ〉 共同配車センター（社福） でい共生舎 電 話 848-8938
FAX 848-8911

※共同配車センターは令和8年3月31日をもって廃止します。

令和8年4月1日以降について

【利用について】

直接、各福祉移送サービス事業所に会員登録して、ご利用ください。

【その他】

福祉移送サービスの制度・事業所に関することは市のホームページまたは障害支援課へご確認ください。

〈お問い合わせ〉 枚方市役所 障害支援課 電 話 841-1457
FAX 841-5123

生きがい・社会参加

老人クラブ

地域（各自治会）での仲間づくりや社会参加を実践する自主的な組織です。健康でいきいきとした生活を送るため、様々な活動を行っています。

【入会方法】

60歳以上の方は、だれでも会員になることができます。居住する地域の老人クラブにご相談ください。地域の老人クラブについては、枚方市老人クラブ連合会にお問い合わせください。

【主な活動】

レクリエーション（娯楽、趣味、ゲーム、旅行など）、教養（勉強会、社会見学など）、地域社会との交流（奉仕活動、友愛訪問など）です。

〈お問い合わせ〉 枚方市老人クラブ連合会

電話 844-0666

FAX 844-0677

ひとり暮らし老人会

福祉のまちづくりのひとつとして、校区福祉委員会の援助・協力のもとに、ひとり暮らしの高齢者が集まって、ひとり暮らし老人会をつくっています。ひとり暮らし老人会では、会食や趣味の会を行うなど自主的に会を運営し、会員がお互い励まし合いながら楽しく過ごされています。

〈お問い合わせ〉 枚方市社会福祉協議会 地域福祉課

電話 807-3448

FAX 841-0182

ひらかた生き生きマイレージ

地域で暮らす高齢者自らの社会参加を支援することにより、本人の介護予防や健康維持を図り、住み慣れた地域で心豊かに暮らせる地域社会の実現を図るとともに、地域の介護力を高めることを目的としたものです。

【参加できる人】

枚方市介護保険第1号被保険者で、保険料の滞納がない65歳以上の人。

※事前に行う新任サポートー養成研修を受講する必要があります。

【活動概要】

サポートーとして活動される人に対して、サポートー手帳を交付します。1日1時間以上の活動に対し、200ポイントを付与します。(※1日に複数施設で活動されましても、200ポイントのみの付与となります。)

サポートーからの申請により、付与されたポイントは、ひらかたポイント等に交換を行います。(上限は、1年度につき10,000ポイントです。)

【活動内容】

高齢者が自らの知識・経験を生かして、介護保険施設、子ども食堂等にてサポートー活動を行います。(囲碁将棋等趣味による交流、見守り、傾聴、朗読、施設行事の手伝いなど)

〈お問い合わせ〉 枚方市役所 健康づくり課 電 話 841-1458
FAX 841-3039 (代表)

高齢者居場所

高齢者が住み慣れた地域の中で、健康でいきいきとした暮らしができるように、自由に集まり、交流することができる場所での活動を支援するために、登録された高齢者居場所(約100か所)の活動内容等を周知しています。

高齢者居場所の一覧は、市のホームページ(高齢者しつとこサイト)で確認できます。

〈お問い合わせ〉 枚方市役所 健康づくり課 電 話 841-1458
FAX 841-3039 (代表)

街かど健康ステーション（街かどデイハウスと一体的に実施）

街かど健康ステーションでは、オンラインや DVD を活用した体操教室、ノルディックポールの貸出、体力測定等を行っています。また、街かどデイハウスでは、手芸やフラワーアレンジメントなどの多種多様なプログラムの提供を行っています。

【利用について】

おおむね 65 歳以上で市内に居住する在宅高齢者等

【費用】

街かど健康ステーション : 無料

街かどデイハウス : 利用料と食事等の実費

施設一覧

圏域	施設名	所在地	電話番号・FAX
2	街かどデイハウス なみき	楠葉並木 1 丁目 30 番 3 号	865-5504
3	介護老人保健施設美杉内	西招堤町 2116	866-7111
4	ほっとステーション御殿山 街かど「てくてく」	渚南町 26 番 28-104 号	848-0061
5	街かどデイハウス 横丁サロン	甲斐田東町 28 番 6 号	805-0605
6	街かどデイハウス 多・宝・夢「ひろば」	池之宮 2 丁目 8 番 10 号	849-5344
7	街かどデイハウス 人と木	北中振 1 丁目 19 番 28 号	865-1858
8	街かどデイハウス 枚方市駅前わくわく	三矢町 2 番 2 号	844-3751
9	街かどデイハウス さつきが丘	山之上西町 28 番 51 号	843-3539
10	街かど「てくてく高田」	高田 2 丁目 16 番 9 号	電話 860-2231 FAX 860-2228
12	街かどデイハウス 藤阪愛逢	藤阪元町 2 丁目 27 番 1 号	855-2001
13	泉の湯内 エール・フィット	津田山手 1 丁目 24 番 1 号	808-2351

介護老人保健施設美杉、エール・フィットは街かどデイハウスを併設していません。

〈お問い合わせ〉枚方市役所 健康づくり課 電 話 841-1458
FAX 841-3039 (代表)

シルバー人材センター

定年退職後も豊かな経験と能力を生かして、仕事を通じて社会へ参加したいと希望される高齢者に仕事を提供しています。

【仕事内容】

清掃、除草、植木せん定、チラシの配布、簡単な大工仕事、和裁、家事援助サービス、毛筆筆耕等

【申し込み】

市内に居住する 60 歳以上の健康な人で働く意欲のある人は、入会の手続きをしてください。入会説明会を毎月 2 回行っていますので、電話でお問い合わせください。

【年会費】 1,200 円

〈お問い合わせ〉 (公社) 枚方市シルバー人材センター 大垣内町 3 丁目 14 番 1 号
電 話 844-2901
FAX 841-1088
(ホ-ムペ-ジ) <http://e14ea58r.ec-net.jp>

枚方市立老人福祉センター樂寿荘

家族や友人との語らい、趣味の集い、各種研修などに利用できる施設です。個人から団体まで、どなたでも低廉な料金で利用できます。

【申し込み】

60 歳以上の人、障害者並びに老人クラブ、その他の老人団体及び障害者団体は、使用日の 3 か月前の月の初日から、それ以外の人は使用日の 2 か月前の月の初日から申し込みができます。

【貸し部屋】

大・中・小集会室、和室、多目的ホール等

【使用料】

使用料は 1 時間単位となっています。市内使用者と市外使用者で使用料が異なります。詳しくはお問い合わせください。

【開館時間】

午前 10 時～午後 8 時 30 分

【休館日】

木曜日・年末年始

〈お問い合わせ〉 樂寿荘 北中振 2 丁目 3 番 44 号 (京阪電車光善寺駅徒歩約 5 分)
電 話 831-1213
FAX 835-7505

総合福祉センター

総合福祉センターは、高齢者等の各種活動の場として低廉な料金で利用できます。

【申し込み】

市内在住等の60歳以上の人、もしくは市内在住の60歳以上の人等で構成する団体は使用日の3か月前の月の初日から、それ以外の人で市内在住等の人もしくはそれらの人で構成する団体は使用日の2か月前の月の初日から、市外の人は使用日の1か月前の月の初日から申し込みができます。また利用者には利用者証を発行します。総合福祉センターを利用されるときは必ずお持ちください。

【貸し部屋等】

大広間 和室 会議室 調理室 体育室 グラウンド等の他、ビリヤードやバンパー、浴室等も備えています。

【使用料】

午前・午後の区分、また市内使用者と市外使用者で使用料が異なります。
詳しくはお問い合わせください。

【開館時間】

午前9時～午後5時

【休館日】

月曜日・年末年始

【送迎バス】

休館日を除き、枚方市駅南口から総合福祉センター行きの送迎バスが運行されています。
また、火曜日と木曜日については、北部及び南部地域の一部を通る路線もあります。
詳しくはお問い合わせください。

〈お問い合わせ〉 総合福祉センター 津田東町2丁目26番1号
電話 858-5835
FAX 859-5479

ラポールひらかた（総合福祉会館）

ラポールひらかたは、福祉活動の拠点として、市民の福祉の充実と福祉活動の促進を図ることを目的とした施設です。

ここでは、貸室業務、相談業務、福祉に関する情報提供などの事業や各種講座（太極拳やヨガ教室など）を実施しています。また、温水プールでは、利用目的ごとに5つコースがあり、年間を通して水泳教室を開催しています。

【施設内容】

貸室、温水プール、福祉図書コーナー、デイサービスセンター、
集会室 研修室1～4 大研修室 和室 保育室 作業室 日常生活訓練室

【使用料】

お問い合わせください。

【施設利用時間】

お問い合わせください。

【開館時間】

午前9時～午後10時（温水プールのみ午前10時～午後8時30分）

【休館日】

第2日曜日・年末年始

*温水プールは火曜日もお休みです。

〈お問い合わせ〉 ラポールひらかた（総合福祉会館）
新町2丁目1番35号（京阪電車枚方市駅徒歩5分）

電話 845-1602

FAX 843-3320

ラポールデイサービスセンター

電話 845-1701

FAX 845-1680

枚方市ボランティアセンター

枚方市ボランティアセンターでは、ボランティアに関する市民の相談や関係機関等の情報提供を行っています。常勤職員（コーディネーター）と市民相談員（アドバイザー）が相談を受けています。

【ボランティア相談】

ボランティアをしたい人や、ボランティアに来てほしい人の相談を受け、お互いのニーズをつなぐお手伝いをします。

【ボランティア活動に関する情報提供】

ホームページやパンフレットを通じて、ボランティアの募集情報や、講座・講習会の案内、助成金情報などを伝えします。

【ボランティアグループとの連携】

生活支援を行うグループや、施設や地域などのイベントで特技や趣味を披露する芸能グループなど、約 80 団体のボランティアグループと連携をとっています。

【開所時間】

午前9時～午後5時30分
土曜日・日曜日・祝日および年末年始は休みです。

〈お問い合わせ〉 枚方市社会福祉協議会 枚方市ボランティアセンター
(ラポールひらかた1階)
電話 841-0181
FAX 841-0182
(ホームページ) <https://www.hirakata-shakyo.net/vc/>

大阪府高齢者大学校

楽しい友、仲間をつくりながら、あなたの社会経験・人生経験を活かす方法を学ぶ講座です。地域でのまちづくり・コミュニティづくりなどの社会貢献活動や、新しい知識・技術の獲得により、創造的で、より豊かな生活を実現しようとするシニアを支援します。

〈お問い合わせ〉 認定NPO法人 大阪府高齢者大学校
大阪市中央区法円坂1丁目1番18号
大阪市教育会館内
電話 06-6360-4400
FAX 06-6360-4500

認知症等の人への支援

徘徊高齢者（行方不明者）SOSネットワーク

枚方市及び地域包括支援センターでは、枚方市内の介護保険事業所等と連携し、警察による搜索の補助的な機能を担い、徘徊高齢者を早期発見する一助とするため、ネットワークを構築しています。

【ネットワーク概要】

地域包括支援センター及び健康福祉政策課において事前登録の申し込みを受け付けます。

徘徊があったと家族等から連絡を受けた場合、警察への搜索願の提出を確認したうえで、SOSネットワークにて搜索を開始します。

搜索依頼を受けた介護保険事業所等の協力機関は、訪問や送迎時等に、業務に支障のない範囲で搜索を行います。

発見されたとの連絡を受けた場合、警察及び協力機関と連携して徘徊高齢者を保護し、家族等に連絡します。

【対象者】

枚方市内に居住し、認知症等で徘徊のおそれがある 65 歳以上の人

【搜索依頼受付時間】

平日の午前 9 時から午後 5 時 30 分

※土曜、日曜、祝日、年末年始を除く。

〈お問い合わせ〉 枚方市役所 健康福祉政策課

電 話 841-1461

FAX 841-2470

認知症サポーターの養成

厚生労働省が進める「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」の一環として、認知症になっても安心して暮らし続けることができるまちづくりを、市民の手で展開していくために、市が養成したキャラバン・メイト（講師役）が、認知症に対しての正しい知識と具体的な対応方法等を地域や職場、学校などで伝え、認知症の人や家族を温かく見守り支援する「認知症サポーター」を養成します。

講座修了後には「認知症の人を支援します」という意思を示すプレスレット（オレンジリング）をお渡しします。

講座の受講をご希望の人は健康福祉政策課までお問い合わせください。

〈お問い合わせ〉 枚方市役所 健康福祉政策課 電話 841-1461
FAX 841-2470

オレンジ初期集中支援チーム

認知症かな？・・・と気になる人や、認知症の治療や介護サービスの利用の仕方がわからない場合など、オレンジ初期集中支援チームがサポートします。

【オレンジ初期集中支援チーム員】

医師（サポート医）、医療・介護（看護師・社会福祉士等）の専門職3人以上で構成しています。

【サポート内容】

オレンジ初期集中支援チーム員が認知症の人（疑いのある人）や、その家族を訪問して、認知機能の状態による困りごとや心配なことなどを一緒に確認し、医療機関の受診やサービス利用、家族への支援等の早期対応のための初期支援を包括的・集中的に行います。

支援をご希望の人は最寄りの地域包括支援センター（3ページ参照）へご相談ください。

〈お問い合わせ〉 枚方市役所 健康福祉政策課 電話 841-1461
FAX 841-2470
最寄りの地域包括支援センター（3ページ参照）

オレンジカフェ

認知症のことや物忘れ等が気になりはじめたご本人やご家族、地域住民、専門職等、地域の誰もが気軽に集い、楽しく過ごしながら仲間づくりや情報交換等をする地域の拠点になります。お気軽にご利用ください。

開催日時や飲食の実費については、下記一覧へお問い合わせいただくか、市ホームページでご確認ください。

枚方市内のオレンジカフェ一覧（令和7年4月時点）

名称	住所	連絡先
オレンジカフェ 香里園	香里園町 12-9 香里会館	835-1010
オレンジカフェ ひまわり	氷室台1丁目 8-1	858-5081
津田ぶどうの木 デイルームカフェ	津田元町2丁目 54-7	859-1346
そおれ de おしゃべりカフェ	長尾元町7丁目 36-1	864-5788
こもれび	伊加賀北町3-20-103	843-7717
いきいきサロン	長尾東町地域会館/長尾東町フカ タケ公園	080-3777-3389
オレンジカフェ 元気	東香里元町28-30	854-3787
香里ヶ丘こもれびカフェ	香里ヶ丘3丁目 15-1 ひらかた聖 徳園	854-5826
茶の音 オレンジカフェ	南楠葉1丁目 14-4	867-1253
さわやかカフェ	新町2丁目 1-35 ラポールひらかた	807-3448
ひだまりカフェ	春日北町4丁目 21-1	808-5000
オレンジカフェ いこい	交北2丁目 10-1	898-2193
こまごのオレンジカフェ	片鉢本町15-41 ベルエールⅡ1階	840-5152
ぱーちゃんカフェ	宮之阪1丁目 19番2 宮ノサポ	805-2165
cafe Camyu(カフェ カミュウ)	牧野下島町13-11	865-7310
おれんじ喫茶みしょう	養父東町18-30	867-0224
オレンジカフェ 星の結び	星丘4丁目 8-1 JCHO星ヶ丘医療 センター	840-2641
出口ふれあいカフェ	出口1丁目 5-25 そんぽの家S 枚方公園	837-3351
ヌック	北中振3丁目 17-12 ダイケン ハイツ1F	837-3288
関西記念病院オレンジカフェ	西招提町2198 関西記念病院	867-0051

〈お問い合わせ〉 枚方市役所 健康福祉政策課 電話 841-1461
FAX 841-2470

成年後見制度

判断能力が不十分な人が自立した生活を送れるよう財産管理や身上監護を通じて支援する制度です。

【任意後見】

将来、自分の判断能力が不十分になった場合に備えて、前もって支援者（任意後見人）を選び、財産のことなどの今後必要と思われる支援について、契約により決めておくことができます。

【法定後見】

判断能力が不十分な人のために、家庭裁判所が適切な支援者（成年後見人など）を選び、その支援者が財産管理などの支援を行います。

【相談窓口】

◎ひらかた権利擁護成年後見センター「こうけん ひらかた」（平日午前9時～午後5時30分）

（新町2丁目1番35号 枚方市立総合福祉会館ラポールひらかた1階）

電話 807-5442 FAX 845-1897

◎各地域包括支援センター（1ページ・3ページ参照）

◎大阪弁護士会 高齢者・障害者総合支援センターひまわり

電話 06-6364-1251（月～金 午後1時～4時）

◎公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート大阪支部（共催：大阪司法書士会）

相談電話 06-4790-5656（月～金（祝日等を除く）午後1時～4時）

◎大阪社会福祉士会 相談センター「ぱあとなあ」

電話 06-4304-2727（相談予約番号）（月～金 午前10時～午後6時）

FAX 06-4304-2773（相談予約番号）（月～金 午前10時～午後6時）

◎公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター大阪府支部（大阪府行政書士会内）

電話 06-6943-7517（月～金 午前9時～午後5時）

◎枚方市役所市民相談コーナー 司法書士による成年後見相談（予約不要）※先着4名まで

専用電話 861-2006

第1・3 木（祝日等を除く）午前10時～12時 ※受付時間は午前11時30分まで

第2・4 木（祝日等を除く）午後1時～3時 ※受付時間は午後2時30分まで

〈お問い合わせ〉枚方市役所 健康福祉総合相談課 電話 841-1401
FAX 841-5711
最寄りの地域包括支援センター（3ページ参照）

福祉サービス利用援助事業

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人が自立した地域生活を送れるように福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービスを行うことを通じて、権利擁護を図ることを目的としたサービスです。

【サービス内容】

① 福祉サービスの利用援助

必要な福祉サービスの利用について、必要な情報を提供したり、相談に応じたり、手続きの援助などを行ったりします。

② 日常的金銭管理サービス

支援計画に従い支援員が定期的に生活費の出し入れや福祉サービス利用料の支払いの代行等を行います。

③ 通帳・書類等預かりサービス

通帳や証書類を金融機関の貸金庫に保管して、紛失や盗難から守ります。

ただし、宝石・貴金属・骨董・書画などはお預かりできません。

【対象者】

枚方市に居住する認知症高齢者または知的障害者・精神障害者でサービスの利用契約ができる程度の意思能力をお持ちの人

(利用申請後、大阪後見支援センター審査会による審査確認があります。)

〈お問い合わせ〉 枚方市社会福祉協議会 生活支援課 電 話 807-3017
FAX 845-1897

若年性認知症コールセンター

若年性認知症特有の様々な疑問や悩みに対し、専門教育を受けた相談員が無料で相談に応じます。

【開設日】 月曜日～土曜日（年末年始・祝日を除く）

【開設時間】 午前10時～午後3時 ただし水曜日 午前10時～午後7時

【電話番号】 0800-100-2707（フリーダイヤル）

【運営主体】 社会福祉法人仁至会 認知症介護研究・研修大府センター
(愛知県大府市半月町3-294)

住宅

軽費老人ホーム・ケアハウス

部屋は、個室または夫婦用居室で、トイレと簡単な流しがついています。(浴室など他の部分は共用の施設が多い。)

【入所できる人】

60歳以上の人で、身寄りがない人や家庭の事情などにより在宅で生活することが困難な人。ただし、身のまわりのことが自分でできる人。介護が必要となった場合も、居宅介護サービスを利用しながら生活を続けることができます。

【費用】

入所される人の収入に応じて負担があります。また、ケアハウスは、入居時に一時金が必要です。一時金の額は施設によって異なります。

【手続き】

希望される軽費老人ホーム・ケアハウスに直接お申し込みください。

市内の軽費老人ホーム

施設名	定員	所在地	電話番号
悠久の苑	50名	交北3丁目1番50号	850-0038

市内のケアハウス

施設名	定員	所在地	電話番号
ケアハウス 楠葉新生園	30名	楠葉朝日1丁目22番14号	851-1600
ケアハウス アイリスピラ	15名	春日東町2丁目12番10号	858-1300
ケアハウス 光の郷	40名	大峰元町2丁目11番9号	859-8744
ケアハウス うぐいすの里	50名	藤阪東町1丁目3番10号	859-9000
ケアハウス 雅の苑	50名	尊延寺4592番地の38	896-1280
ケアハウス つくしんぼ長尾	37名	長尾北町2丁目1752の1	868-2190
ケアハウス つくしんぼ藤阪	30名	藤阪南町1丁目10番1号	868-2191

府営住宅

大阪府では、住宅の入居募集をしています。募集内容等の詳細については、お問い合わせください。

【募集月】 4月・6月・8月・10月・12月・2月

【募集対象】 一般世帯 高齢者世帯（福祉世帯向け）
新婚・子育て世帯 車いす常用者世帯向け住宅等

【申込用紙配布場所】

- ・枚方市役所 健康福祉政策課
- ・指定管理者 （株）東急コミュニティ 大阪府営住宅守口管理センター
(守口市京阪本通1丁目2番3号 損保ジャパン守口ビル1階)
- ・北河内府税事務所内（岡東町19番1号 ステーションヒル枚方オフィスB 9階）

〈お問い合わせ〉

指定管理者 （株）東急コミュニティ 大阪府営住宅守口管理センター
電話 06-6780-9109

サービス付き高齢者向け住宅

高齢者が住みなれた地域で、安心、安全、快適に暮らせる住まいを供給するため平成23年10月から登録が始まった制度です。

一定要件を満たし、都道府県等に登録された高齢者向けの住宅です。

運営事業者は、5年ごとに更新登録することが義務付けられています。

【入居対象者】

○単身高齢者、高齢者と配偶者等

※高齢者：60歳以上の人、または要介護等の認定を受けている人

【設備等の特色】

○床面積や付帯設備が一定基準以上

○バリアフリー構造（段差のない床、手すりの設置、廊下幅の確保）

【サービス内容】

○少なくとも安否確認サービス、生活相談サービスを提供

（医療、看護、介護に関する一定の資格等のある職員の日中配置を義務付け）

※介護が必要となった場合は、介護保険の在宅サービスを受けることができます。

【契約】

○長期入院を理由に事業者から一方的に解約できないこととしているなど、入居者に対する一定の配慮があります。

【行政監査】

○都道府県等に立入検査や質問権限があり、運営事業者に対し、検査、指導を行います。

※従来の高齢者円滑入居賃貸住宅、高齢者専用賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅の各制度は廃止されました。

〈お問い合わせ〉枚方市役所 住宅まちづくり課 電 話 841-1478
FAX 841-5101

「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」

ホームページ (<http://www.satsuki-jutaku.milt.go.jp/search/index.php>)

※ 全国のサービス付き高齢者向け住宅情報が掲載されています。

手当・減免等

在日外国人等高齢者給付金

老齢基礎年金などの支給が受けられない在日外国人等の人に、高齢者給付金を支給しています。

【対象となる人】

次のいずれにもあてはまる人。

- 大正15年4月1日以前に生まれた人
- 昭和57年1月1日より前に外国人登録原票に登録されていた人
- 本市に住所を有し、住民基本台帳に記録されている人

※支給制限があります。詳細はお問い合わせください。

【給付金額】

月額1万円以内 年2回（9月・3月）に分けて支給

〈お問い合わせ〉枚方市役所 健康福祉総合相談課

電話 841-1401

FAX 841-5711

税の控除（所得控除）

① 要支援・要介護認定者の障害者控除について

65歳以上の要支援・要介護認定を受けている人で、介護保険認定調査の障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）及び認知症高齢者の日常生活自立度の判定が一定程度以上の人には、各種障害者手帳・療育手帳をお持ちの人と同様に、所得税・住民税において障害者控除、または特別障害者控除を受けることができます。

なお、税の控除を受けるためには、介護認定給付課が発行する障害者控除対象者認定書が必要となりますので、ご相談ください。

② おむつ代にかかる医療費控除について

要介護認定を受けている人で、医師が発行したおむつ使用証明書がなくても、市が発行する確認書でも医療費控除が受けられます。

【対象となる人】

次のいずれにもあてはまる人

○おむつを使用した年に要介護認定を受けている人

○おむつ代について医療費控除を受けるのが1年目の場合、要介護認定の有効期間が連続しており、おむつを使用した年にその有効期間が合算して6ヶ月以上の人

○要介護認定にあたり作成された主治医意見書において、障害高齢者の日常生活自立度がB1、B2、C1、C2かつ、尿失禁の記載が「あり」の人（尿カテーテルも可）

〈お問い合わせ〉枚方市役所 介護認定給付課 電話 841-1460
FAX 844-0315

特別障害者手当

【対象となる人】

精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別な介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の人

※身体障害者手帳等の取得は、支給要件ではありません。

【支給制限】

次に該当する場合は、手当の受給ができません。

- ① 受給資格者または、その配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が一定金額以上であるとき（受給資格者の所得には、非課税である障害基礎年金等も含みます。）
- ② 障害者支援施設や特別養護老人ホーム等の施設に入所している人、および病院等（介護療養型医療施設や介護老人保健施設）に継続して3か月を超えて入院している人

※詳しい制度内容、申請手続きについては、障害企画課までお問い合わせください。

〈お問い合わせ〉 枚方市役所 障害企画課 電話 841-1152
FAX 841-5123

生活困窮者に対する水道料金・下水道使用料の福祉減免

65歳以上の生活困窮者が対象。

水道料金・下水道使用料の基本料金及び使用水量8m³（1か月あたり）までの従量料金を減免します。

【対象となる人】

上・下水道使用者（使用名義人）が次の要件のいずれにも該当し、水道料金・下水道使用料の支払いが困難であると認められる場合

- ① 枚方市に居住し、上・下水道使用申込地において住民基本台帳に記載されていること ※1
 - ② 65歳以上であること
 - ③ 使用者が属する世帯の構成員全員が市町村民税非課税であること ※2
 - ④ 世帯の年間収入が150万円（2人以上の世帯の場合は、2人目から1人につき50万円を加算）以下であること
 - ⑤ 市町村民税を課税されている者に扶養されていないこと
 - ⑥ 預貯金の額が350万円以下であること
 - ⑦ 自己の居住用以外の固定資産を保有していないこと
 - ⑧ そのほか活用できる資産がないこと
- ※1 施設入所者は対象となりません
※2 二世帯住宅など複数世帯が同居し、同一の水栓を使用している場合は一つの世帯とみなします。

〈お問い合わせ〉 枚方市上下水道局 お客さまセンター 電話 848-5518
FAX 898-7760

要介護認定による水道料金・下水道使用料の福祉減免

水道料金・下水道使用料の基本料金及び使用水量8m³（1か月あたり）までの従量料金を減免します。

【対象となる人】

介護保険の要介護認定において、要介護4・5の人のいる世帯
※ 施設入所者は対象となりません。

【必要書類】

介護保険被保険者証または要介護・要支援等認定結果通知書

〈お問い合わせ〉 枚方市上下水道局 お客さまセンター 電話 848-5518
FAX 898-7760

し尿処理手数料の減免

し尿処理手数料の全額または5割の減免があります。年齢による減免はありません。

【対象となる人】

生活保護世帯・市民税非課税世帯または市民税均等割のみが課税されている世帯

〈お問い合わせ〉枚方市役所 希釈放流センター 電話 831-1180
FAX 831-1184

大阪府生活福祉資金貸付制度

大阪府では生活に困窮しておられる人などに下記の貸付を行っています。

●福祉資金

(65歳以上の人等は、65歳未満で収入基準を満たしている連帯保証人（府内在住・別世帯）が必要)

I 福祉費

- ・ 負傷または疾病の療養を行うために必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するため必要な経費
- ・ 介護サービス、障害者サービス等を受けるために必要な経費およびその介護サービス受給期間中の生計を維持するために必要な経費
- ・ 福祉用具等の購入に必要な経費 など

II 緊急小口資金

- ・ 傷病、賃金の未払い・遅配等を原因として、一時的に著しい生活困窮に陥ったときに、その世帯に対し生活の改善・自立のために必要な資金を貸し付けます。

●不動産担保型生活資金（65歳以上の高齢者世帯が対象）

住み慣れた家で自立した老後を送れるよう、一定の居住用不動産（所有している土地・建物）を担保として貸付ける生活資金。

①低所得世帯向け・・・低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸付

②要保護世帯向け・・・要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸付

⇒ 貸付には事前審査があります。

内容など詳細については、下記までお問い合わせください。

〈お問い合わせ〉枚方市社会福祉協議会 生活支援課 電話 807-3017
FAX 845-1897

その他の制度

介護サービス相談員の派遣

介護サービス相談員の活動は、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホーム等を定期的に訪問して利用者や家族等の話を聞き、施設との橋渡しを行うなど、利用者の疑問や不満、不安を解消し、介護サービスの質の向上を図ることを目的としています。プライバシーには十分な配慮をしていますので、お気軽にご相談ください。

〈お問い合わせ〉 枚方市役所 介護認定給付課 電話 841-1460
FAX 844-0315

郵便等による不在者投票について

介護保険の被保険者証をお持ちで、要介護状態区分が要介護5の有権者は、自宅等で投票することができる「郵便等による不在者投票」の制度をご利用いただけます。郵便等による不在者投票を希望される人は、事前の手続きが必要となりますので、お早めに選挙管理委員会までお問い合わせください。

〈お問い合わせ〉 枚方市選挙管理委員会事務局 電話 841-1532
FAX 844-3479

この手引きは令和7年4月現在の内容で作成しています。

令和7年4月発行

編集・発行 枚方市

健康福祉総合相談課、健康福祉政策課、
介護認定給付課、健康づくり課

代表電話番号 072-841-1221 (代表)

問い合わせ先

健康福祉総合相談課 電話 072-841-1401
FAX 072-841-5711

健康福祉政策課 電話 072-841-1461
FAX 072-841-2470

介護認定給付課 電話 072-841-1460
FAX 072-844-0315

健康づくり課 電話 072-841-1458
FAX 072-841-3039 (代表)